

株式の分割に関する取締役会決議公告

株主各位

平成 18 年 9 月 2 日
東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 16 番 12 号
引 豊商事株式会社
取締役社長 多々良 實夫

平成 18 年 9 月 1 日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

- 平成 18 年 10 月 1 日(日曜日)付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割する。
 - 分割により増加する株式数
普通株式とし、平成 18 年 9 月 30 日(土曜日) (ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は、平成 18 年 9 月 29 日(金曜日)) 最終の発行済株式総数に 1 を乗じた株式数とする。
 - 分割の方法
平成 18 年 9 月 30 日(土曜日) (ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は、平成 18 年 9 月 29 日(金曜日)) を基準日として株主の所有株式数を、1 株につき 2 株の割合をもって分割する。
- 発行可能株式総数の増加
会社法第 184 条第 2 項により、平成 18 年 10 月 1 日(日曜日)付をもって当社定款を変更し、当社の発行可能株式総数を 12,000,000 株増加して 24,000,000 株とする。
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせならびにご注意

- 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。ただし、1 単元 (1,000 株) 未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行いたしません。
- 証券保管振替制度をご利用の場合は、平成 18 年 10 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数については実質株主名簿及びご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることとなります。
- 平成 18 年 10 月 1 日以後になされた単元未満株式の買取請求については、その買取代金のお支払いが平成 18 年 10 月 24 日以後となります (ただし、実質株主名簿に記載された単元未満株式についての買取代金は、通常の日程でお支払いいたします)。
- 株式の分割後の株券及びご所有株式に関するご案内は、平成 18 年 11 月 20 日にお届出のご住所にお送り申し上げる予定でございます。
証券保管振替制度をご利用でない場合、株式の分割後の株券がお手元に到達するまでの間は、当該株式のご売却はできませんのでご注意ください。ただし、証券保管振替制度をご利用の場合には、平成 18 年 10 月 2 日から売却が可能となります。ご利用の手続きにつきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で証券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
同事務取扱場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
(連絡先) 〒171-8508 東京都豊島区西池袋一丁目 7 番 7 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-707-696 (フリーダイヤル)
同 取 次 所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 全国各支店
野村證券株式会社 全国本支店